

徳島市福祉避難所指定基準

第1 福祉避難所の概要

1 福祉避難所の定義について

福祉避難所とは、その施設設備や、物資、機材、人材等に関して、要援護者に対する特別の配慮がなされた避難所のことである。

一次避難所すべてで要援護者に対するこのような配慮を行うことは難しいため、福祉避難所を指定し、協定を締結するなどして、あらかじめ要援護者を対象とした避難所を確保しておく必要がある。

2 福祉避難所の対象者等について

(1) 対象者の範囲

- ① 身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等）
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 高齢者
- ⑤ 人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者
- ⑥ 妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者等
- ⑦ その他福祉避難所での避難が必要と認められた者

(2) 福祉避難所の対象者となる要件

- ① 身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族であること。
- ② 一般の避難所（一次避難所）での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその家族であること。

※ 特別養護老人ホーム又は老人短期入所等の入所対象者は、それぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるので、原則として福祉避難所の対象とはしていない。

(3) 福祉避難所への避難

福祉避難所の対象者が福祉避難所へ避難するときは、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において行うものとする。

3 福祉避難所の経費について

災害救助法が適用された場合に福祉避難所を開設した場合は、次の経費について、国庫及び県費負担を受けることができる。

- (1) 概ね10人の要援護者に1人の相談などに当たる介助員の配置に要する費用
- (2) 要援護者に配慮した簡易便器などの器物、日常生活場の支援を行うために必要な消耗機材の費用（ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、紙おむつ、ストーマ用装具等）

4 福祉避難所の開設期間

福祉避難所を含む避難所の開設期間は、原則として、災害発生の日から最大7日以内である。ただし、やむを得ず7日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、必要最小限の期間の延長を厚生労働省と協議する。ただ漫然と避難所の開設期間をそのまま延長することは適当でない。

第2 福祉避難所の指定

1 福祉避難所としての施設面での要件

福祉避難所の指定に際して、施設として求められる要件は主に次のとおりである。

(1) 施設自体の安全性が高いこと。

- ① 原則として、耐震、耐火構造の建物であること。[地震、火災]
- ② 原則として、土砂災害危険箇所区域外であること。但し、地滑り区域については、県が実施予定の基礎調査結果により判断する。[土砂災害]
- ③ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要援護者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
- ④ 近隣に危険物等を取り扱う施設等が存在しないこと。

(2) 施設内の安全性が高いこと。

- ① 原則として、バリアフリー化されており、高齢者や車椅子利用者等に対応できること。
- ② バリアフリー化されていない場合は、障害者用トイレやスロープ等の設置が図られることを前提とすること。

(3) 要援護者及びその家族に対する十分な避難スペースが確保されていること。

2 福祉避難所として利用可能な施設として想定される施設

福祉避難所として利用可能な施設として、次のような施設が考えられる。

それぞれ利点と留意点があり、福祉避難所での避難が長期化した場合の対応策などを検討のうえ、選定する必要がある。

施設の種類	利点と留意点
(1) 社会福祉施設等 ① 特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の入所施設 ② デイサービスセンター等の通所施設 ③ 福祉センター ④ 養護学校等	(1) 利点 ① バリアフリーなどの要援護者用の設備、機材があらかじめ整っており、福祉人材の確保も比較的容易である。 ② 要援護者への対応について、ノウハウがある。 (2) 留意点 ① 入所施設の場合、本来の入所者や、災害時に緊急入所した者へのサービスに支障をもたらさない範囲での利用を検討する必要がある。 ② 通所施設の場合、災害発生当初は全面的に使用が可能であつ

	<p>ても、復旧に伴って平常時の使用状態に戻す必要があり、避難の長期化に応じた検討が必要である。</p> <p>③ 人材確保等、施設へ過度の負担がかからないよう配慮する必要がある。</p>
(2) 小・中学校、公民館等（一般の避難所の一部（教室、保健室等）を福祉避難室として活用する場合も含む。）	<p>(1) 利点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住居に近い身近な地域で指定しやすい ② 一般の避難所としても指定されている場合は、地域におけるコミュニティ機能を保ちやすい。 <p>(2) 留意点</p> <p>バリアフリーになっていないことも多く、要援護者に配慮した設備、機材、福祉人材等の確保について準備が必要である。</p>
(3) 公的な宿泊施設、ホテル、旅館等（主に上記の施設が不足する場合）	<p>(1) 利点</p> <p>宿泊機能を有しており、バリアフリー施設であることが多い。</p> <p>(2) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設で通常提供されているサービスを求めるものではないため、費用の負担については、通常の利用料金を下回る額で対応することが原則である。 ② 要援護者に配慮した設備、機材、福祉人材等の確保が必要である。

3 避難者1人あたりの必要面積

避難者1人あたりの面積は、3m²とする。

4 福祉避難所の指定に際しての調査

福祉避難所の指定に際しては、福祉避難所に関する調査票により調査を行う。

5 福祉避難所の指定に関する協定書

民間の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する際は、当該施設の管理者との間で十分調整をし、福祉避難所の指定に関する協定書を締結する。

6 福祉避難所の周知

協定書を締結した福祉避難所については、総合防災マップ等により、その情報を市民に周知する。